

IV 進路指導に関する規程

1. 大学等への推薦及び選考に関する規程

第1条 本校の生徒及び卒業生が大学（各種上級学校を含む）進学のため推薦を受けようとする者は、所定の願書を保護者から、学級担任を通して学校長へ提出する。

第2条 学級担任は、調査書、推薦書等を添付して進路指導部へ提出する。

第3条 推薦委員会は、教頭、学年主任、進路係2人、当該学年担任及び関係職員をもって構成し、必要に応じて教頭が召集して開き、議事録は保管する。

第4条 （指定校推薦）

被推薦者は、人物、成績が良好で心身ともに健康な者とし、推薦基準は原則として次のとおりとする。ただし、大学等から基準が示されている事項についてはそれに準ずる。

- (1) 学業成績は全学年の評定平均が、4年制大学は3.5以上、短大・専門学校は3.0以上であること。
- (2) 勤怠状況が正当な理由のない、遅刻(SHRと教科の合計数)、欠席、欠課が各学年で各々6回以下とする。ただし、2学期末までに出席する場合は各々4回以下とする。
- (3) 懲戒処分（特別指導も含む）を受けていないこと。
- (4) 推薦者数に制限があるものについては、実力テスト・進路指導部が行う対外模試などの成績も参考に決定する。

第5条 （指定校推薦以外）

被推薦者は、人物、性格が良好で心身ともに健康な者とし、推薦基準は原則として次のとおりとする。ただし、大学等から基準が示されている事項についてはそれに準ずる。

- (1) 学業成績は全学年の評定平均が、4年制大学は3.0以上、短大・専門学校は2.7以上であること。
- (2) 勤怠状況が正当な理由のない、遅刻(SHRと教科の合計数)、欠席、欠課が各学年で各々10回以下とする。
- (3) 懲戒処分（特別指導は含まない）を受けていないこと。
- (4) 推薦者数に制限があるものについては、実力テスト・進路指導部が行う対外模試などの成績も参考に決定する。

第6条 推薦校は1人1校とする。ただし不合格になった場合は、再度、推薦を希望することができる。併願を認める大学等についてはその限りではない。

第7条 推薦合格が決定した者は、原則として入学辞退を認めない。

第8条 必要に応じて推薦書類の写しを進路部に保管する。

附 則

この規程は平成27年4月1日から施行する。

ただし、3年生の過年度についてはその時点での内規を適用する。